

(9) 退職手当制度並福利施設の有無

退守制度 アリ

福利施設 トレテ共済會制度アリ

(10) 事業主団体關係

ナシ

四、労働者側

(1) 争議参加者

臨工(男) 二名

(2) 組合關係

右二名共全評関東金屬労働組合ニ加盟

ス

(3) 應接団体

全評関東地方評議會

五、争議發生原因

昨年十二月頃ヨリ 數次全評關係ノ宣傳印刷物ヲ會社ニ
撒布セル者アリ

會社ハ右ノ撒布者ハ會社従業員ナリトノ見解ノ下ニ極力
之ガ内債中ノ処 本年一月初旬ニ至リ 自動車工場従業員

員(臨工)山下若義 全佐藤忠治ノ二名ガ昨年十月頃全
評関東金屬労働組合ニ加盟シ今組合反斯電支部結成ノ準備
中ナルコト判明セルタメ一月十二日會社事務課長 中
島乙吉ハ右兩者ヲ招致シテ辞職ヲ勸告セルニ因ル

六、經過

右山下 佐藤ノ兩名ハ右中島課長ヨリ辞職ノ勸告ヲ受ケ
ルヤ直チニ全評本部ニ到リ本部常任高野 實等ト對策ヲ
協議ノ結果

(1) 辞職ハ爲サルコト

(2) 一月十日發生ノ津上製作所労働争議ト合流シテ斗争ヲ
展開スルコト

ノ方針ヲ樹テ尔米津上製作所争議團本部(蒲田區下丸子
二〇九相生良之助方)ニ寄寓別添(内相閣下其他ノシ)カ
ンケツヲ以テ不當解雇ヲ粉砕セヨトト題スル撒文ヲ多